



ご注意ください

国指定名勝三方五湖 区域内での**工事**には 景観保護のため 事前の**申請**が必要です

※申請(事前協議期間含む)には数か月かかる場合

がありますので、十分に余裕のあるご申請をお願いいたします。

※指定区域は規制の厳しい順に第1種～第4種に区分されます(裏面参照)

申請が必要な工事の例

【建 物】新築、改築、増築、解体、建て替え 壁の塗り替え など

【土 地】土地の造成、擁壁などの設置 など

【工作物】アンテナ・電柱・街路灯・柵・看板・屋外広告物の設置 など

【樹 木】植樹、伐採 など

※工事の内容によっては計画の変更をお願いする場合があります



申請の詳細については、
こちらの QR コードから当
館 HP にてご確認ください
さい。

美浜町歴史文化館

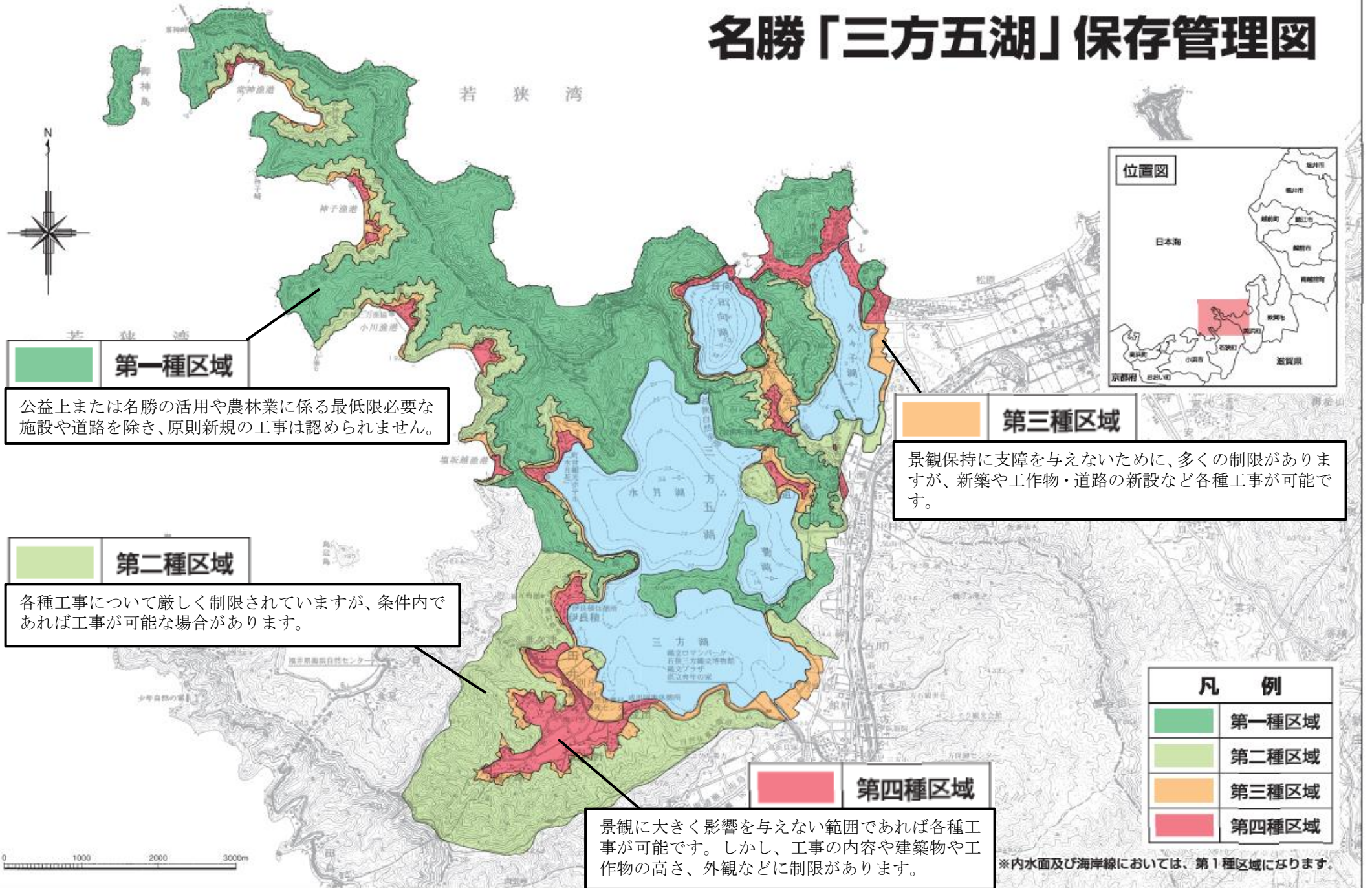
〒919-1138 福井県三方郡美浜町河原市8-8

電話番号: 0770-32-0027

F A X : 0770-32-0615

メールアドレス: bunkazai@town.fukui-mihama.lg.jp

名勝「三方五湖」保存管理図



※各種区域における具体的な制限の内容は歴史文化館までお問い合わせください。